

特定非営利活動法人たすけあい平田会則

(趣旨)

第1条 この会則は、特定非営利活動法人たすけあい平田（以下「たすけあい平田」という。）定款第6条に定める会員について規定するものとする。

(会員)

第2条 会員は、「困ったときはおたがいさま」の助け合い精神に基づいた福祉サービスの提供をはじめとするたすけあい平田の活動の趣旨に賛同して入会した者とし、次のように区分する。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
サービスを提供する協力会員は、正会員に位地づける。
- (2) まごころ会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体
- (3) 利用会員 この法人の在宅福祉サービスを利用するため、入会した個人又は団体
- (4) 名誉会員 この法人に功労のあった者又は学識経験者で、総会に於いて推薦された者

(会費)

第3条 会員は、会費を納入するものとする。

- (1) 正会員 協力会員 年額 1,000円
その他の正会員 会員の意志で決定
- (2) まごころ会員 1口 1,000円以上（何口でも）
- (3) 利用会員 年額 2,000円
- (4) 名誉会員 会員の意志で決定

(会費の納入)

第4条 会費は、毎年10月末日までに一時納入するものとする。ただし、入会初年度については、入会と同時に会費を納入するものとする。

(会費の減免)

第5条、会員に特別の理由があると理事長が認めたときは、会費を減免することができる。

(会員証)

第6条 理事長は、会員に会員証を交付するものとする。

(報告等)

第7条 たすけあい平田は、会員に対し、次のことを行うよう務めなければならない。

- (1) 各年度予算、決算、事業の報告
- (2) たすけあい平田の発行する広報紙等の配布
- (3) たすけあい平田の実施する催し物、研修会等の案内
- (4) その他必要と認められること

(委任)

第8条 この会則の実施に当たっては、理事長に一任し、会則に定めのない重要なことについては、改めて理事会に諮るものとする。

付 則

この会則は、平成21年7月1日から実施する。